

契約したけど、どうしよう…と思ったら

若者被害 特別相談

消費生活に関し、電話または来所による相談を受け付けます。

令和7年1月16日(木)・17日(金)

9:00～16:00 ※金曜日は電話のみ19:00まで

(市内在住・在学・在勤の29歳以下の方が対象)

相談専用電話

(044) 200-3030

実施機関名：川崎市消費者行政センター

川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

(案内図 裏面参照)



実際にこんな相談が来ています。心当たりあればぜひ相談を！

- ◆ 脱毛エステを中途解約した。返金されることになっているが1年半経っても返金されず困惑。
- ◆ 賃貸マンションの退去立会いをし、ドアの小さいキズの修復で全面張替費用として高額請求され不満。
- ◆ マッチングアプリのメッセージでスタンプを送信する副業に登録し、高額をサポート費用を消費者金融で借りて払った。収入にならず返済できない。減額希望。

令和5年度に本市で受けた相談件数（11,011件）のうち、市内在住・在学・在勤の若者（29歳以下）が契約当事者になった相談は1,689件で、約15%を占めています。

当センターでは、専門の相談員が問題解決に向けてあっせんや助言等を行っています。お気軽に御相談ください。

